

## 平成25年度 第2回 磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議

〔日 時〕 平成25年12月12日(木) 午後1時30分から午後3時00分まで

〔場 所〕 総合健康福祉会館 i プラザ 2階 ふれあい交流室

〔出席者〕

(1) 運営協議会委員(名簿順)

出席：杉田委員・杉山委員・花井委員・田村委員・曾根委員(代理)・岩瀬委員

安間委員・杉浦委員・塩田委員・斉藤委員・大石委員・内山委員・高田委員

欠席：なし

(2) 地域包括支援センター職員 1人

(3) 事務局 3人

(4) 傍聴者 0人

個人が特定される箇所については、 という表現にしてあります。

### 1 開 会

【課 長】

本日はお忙しい中、磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議にご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたが、1名の委員が欠席されるか、遅れてこられるそうです。ただいまから、開会いたします。本日の会議次第に沿って始めさせていただきます。進行させていただきますのは、私、高齢者福祉課長の高橋と申します。それでは委嘱状交付に移らせていただきます。

### 2 委嘱状交付

【課 長】

会議に先立ちまして、各団体からの推薦等により委員に選出されました皆様へ、委嘱状を交付させていただきます。なお、委員の任期は平成27年3月末日までとなりますので、よろしくお願いいいたします。

【課 長】

それでは、高田健康福祉部長から委嘱状を交付いたします。時間の都合もございますので、代表して杉田友司様に委嘱状をお受け取りいただきます。

なお、その他の皆様には机の上すでに委嘱状をご用意させていただいておりますのでご確認ください。

【杉田委員】それでは、みなさんを代表して私が授与させていただきます。

〔 委嘱状交付 〕

【課 長】 ありがとうございます。

### 3 あいさつ

【課 長】

それでは、続きまして高田健康福祉部長からごあいさつ申し上げます。

【部 長】

皆様こんにちは。今回は新たな委員によります 1 回目の会議となります。委員の任期は平成 27 年 3 月 31 日まででございます。ご案内のとおりですが高齢者の虐待というのは、決してめずらしいと言うか、どこかの話ではございません。家庭の中でおこったり施設内で起こったりで気づきにくいものが多いでございます。この会議では啓発の方向などについて協議していただくとか、情報交換を進めて頂く中で、皆様方からご意見を頂いて虐待の防止及び早期発見、対応に繋げていけるように、関係機関の連携強化を目指すものだとして理解しております。是非忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

### 4 委員自己紹介、事務局紹介

【課 長】

それでは、今日お越しになっている委員の皆様にご自己紹介をお願いします。

名簿順に、杉田様からお願いします。

各委員自己紹介

【課 長】

ありがとうございます。続きまして事務局の紹介をさせていただきます。

事務局職員紹介

【課 長】

本日は、新たな委員の皆様で行う初めての会議ですので、この会議の目的や役割につきまして簡単にお話しさせていただきます。まず目的は、平成 18 年 4 月 1 日に施行された高齢者虐待防止法第 5 条に基づき、「高齢者虐待の早期発見と早期対応」と「虐待の発生予防」でございます。また役割は、同法第 16 条に基づき、「関係機関及び民間団体相互の連携強化を図ること」でございます。以上の目的・役割を果たすため、本会議では、虐待防止のための啓発に関する事、情報提供および情報交換を進めること、関係機関との連絡調整を行うことなどを協議していただくこととなっておりますのでご了解いただきます。

### 5 会長・副会長選出

【課 長】

それでは早速ですが、会長及び副会長の選出を行いたいと思います。本会議の要綱で

は会長、副会長を互選し、会長が議事の進行をすることとなっております。委員のみなさまが新たに委嘱されたところですので、要綱にもとづき、会長、副会長を選出していきたいと存じます。いかが取り計らいましょうか。

【委員】

事務局一任でいかがでしょうか

【課長】

事務局一任の発言がございましたが、そのように取り計らわせていただいでよろしいでしょうか。

【委員全員】

異議なし

【課長】

それでは、会長には、磐田市自治会連合会の杉田委員、副会長には静岡県司法書士会の花井委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員全員】

〔拍手〕

【課長】

拍手を頂きありがとうございます。ご承認いただいたと判断させていただきます。

【課長】

それでは、会長には杉田委員、副会長には花井委員をお願いいたします。両名は指定席にお移りをお願いします。

【課長】

では、お二人から、就任のごあいさつをいただきたいと存じます。杉田会長から、よろしくをお願いします。

【会長】

ただ今各委員のご推薦によりまして、大変役割の重い開催でございますが、まとめ役をさせていただく事になりました。ご協力いただきますようお願い致します。それぞれ磐田市の実態については、ご報告があろうかと思えます。虐待防止につきましては、みんなして注意をしてやっていこうところが基本になることでして、それが見守りであり、場合によっては事業所なども見守りの一躍を担ってもらおうとこんな形で、市民あげてみんなで見守ろうが基本ではないかというふうに思っているわけです。従いましてそういう中でこれからますます役割が大変になります、地域包括支援センターの皆さんがある意味ではよろずや的な相談がかなり増えていくだろうと、それから資料の中にもありますように民生委員の皆さんが福祉の担い手として高齢者虐待の身近な相談員として、そういう情報もしっかりいただきながら、市民あげてみんなで見守ろう、こういう問題に向かって委員会が果たす役割は大きいと思えます。よろしくご協力お願い致します。まとめ役としての挨拶に代えさせていただきます。

【課長】

ありがとうございました。次に、花井副会長よろしく申し上げます。

【副会長】

司法書士としては、最近、成年後見制度で高齢者の福祉にかかわる事が増えてきて、成年後見の仕事をたくさんやるようになって2~3年というところですが、だんだん様子が分かるようになってきて、その中でいろいろな職種の方と接見して物事を進めていかなないとなかなか上手にいかないことがたくさんあるので、こういったネットワーク会議を通じて、いろいろと実務の面でも協力していけるようなになればと思います。よろしくお願い致します。

【課長】 ありがとうございました。

## 6 議事

【課長】

それでは、議事に入りたいと存じます。議事につきましては要綱により、会長が議長となりますので、よろしく願いいたします。

【会長】

それでは、要綱に基づきまして議事進行にご協力をお願いします。名札をこちらに向けてくれますか。基本的には短い時間ではございますが、お一人お一人1回は発言をしてもらおうと思います。場合によると名指しをするわけですからご了解いただいて、みんなして発言していただきたくよろしくお願い致します。お手元に今日の資料がいくつかいていると思いますが、この確認は事務局いいですか。

【事務局】

随時説明の時にさせていただきます。

【会長】

はじめに、次第6の1「高齢者虐待の相談と支援の流れについて」を事務局からお願い致します。

【事務局】

それではお手元に配布しました資料の確認をさせていただきます。こちらで使う資料は磐田市高齢者虐待防止マニュアル。こちらのパンフレットと資料の番号で行きますと1、1-2、1-3、になりますので承知しておいて下さい。それではお手元に配布しました、高齢者虐待防止マニュアルの6ページをご覧ください。この表は通報者や相談者から寄せられたケースがどの様に支援につながるかをあらわしたものです。一番上の通報相談者ですが、これは虐待を受けている本人、虐待者以外の家族や親族のほかに民生委員や近所の人など、地域で見守りをしている方々ケアマネやサービス事業所など介護保険に関わる方々また社会福祉協議会や警察署等の連携機関からの通報もあります。これらの通報は高齢者福祉課、支所福祉グループ、地域包括支援センターのいずれかにはいる事

になりますが近年は総合相談窓口としての支援センターが市民の方々に周知されてきた為、ほとんどが支援センターに通報されております。ここで地域包括支援センターについてご説明させていただきます。地域包括支援センターは高齢者虐待の事例が発生したときの相談窓口となると共に、日頃からさまざまな機関とのネットワーク作りをしておりますので今後も連携を図る機会が多々あると思っておりますが、よろしくお願い致します。お手元一枚ぺらのチラシをご覧ください。各センターでは支援介護専門員、社会福祉士、保健師の3職種を配置して総合相談、権利擁護、介護予防等の事業を行っています。チラシにもありますように、現在市内には6か所のセンターを設置しております。なお来年26年の4月から北部包括支援センターは見付公民館の敷地内に事務所を移設する予定でございます。また南部地区の急患センター内に新たに支援センターを1か所設置して、全体で当市の包括支援センターは7か所となる予定でございます。それでは先程のマニュアルに戻ります。さて通報が入ってきますとまずは、被虐待者のアセスメント、いわゆる事実確認を行います。緊急性を要する場合がありますのでマニュアルでは24時間以内に、緊急性の可否を決定する事となっております。アセスメントの結果、表の右側矢印で表される緊急性を要しないと判断されれば後日に関係者を集めてケース会議により今後の対応、支援方法について検討していく事になります。ケース会議は主に虐待者や非虐待者、行政、ケアマネ、サービス事業所等で行われますが状況に応じては民政委員、医療関係者、警察の方々にもご参加していただく場合もあります。次にアセスメントの結果、表の左側矢印、緊急性を要すると判断された場合ですが、重度の虐待行為があった場合には被虐待者の意思に関わらず、又重度でなくても被虐待者に分離希望がある場合には、緊急ケース会議を行いまして、最終的には緊急対応の欄にあるような場所に一時的に避難させる事になります。これには虐待を行っている者の意思は全く加味されませんので場合によっては逆上して被虐待者への面会を求めたり、あるいは被虐待者を取り返しに来たりする場合も考えられます。行政で対応しかねる場合は警察の協力を求める事にもなりますので、そういったケースでは対応のほうをよろしくお願い致します。最終的には、事態が落ち着いたところでケース会議を行い今後の対応、支援方法について検討するという流れになっております。以上が高齢者虐待の相談と支援の流れです。

次に、磐田市の高齢者虐待の状況について説明します。前回7月に行った本会議では、今回、国県の平成24年度の実績と比較して報告する予定でしたが残念ながら今年度は国県からの集計報告が遅れている状況でございまして、現時点ではまだ公表されておられません。ついては前回お出しした、平成24年度と今年度11月末までの磐田市の状況を比較して報告させて頂きたいと思っております。資料の1及び1-3をご覧ください。平成24年度の虐待報告件数は29件ありましてその内16件が虐待と判断されましたが、本年度は現在の報告は13件、その内11件が虐待と判断されております。次に虐待の種類ですが一番多いのは本年度も身体的虐待で10件あり、次が心理的虐待の4件となっております。

す。なお、一つの事案に虐待類計が複数ある事もありますので、種別類計の合計は、虐待件数とは一致しておりません。相談通報先については先程会長からも言われた通り、昨年度は民政委員からの通報量が最も多かったのですが、本年度はケアマネ、民生委員、家族親族、介護保険事業所など色々な所から万遍なく情報が寄せられているという状況でございます。虐待者については昨年度と同様に息子からの虐待が一番多いのですが、今年度は妻や嫁からの虐待もそれぞれ2件ずつ報告されております。被虐待者の状況については、昨年度は6割の方が介護認定を受けている方でしたが、今年は全体の8割以上が介護認定を受けている状況でございます。介護認定を受けている方への虐待が今年度は目立った状況でございます。以上です。

【会 長】

はい、それでは1番目の所のマニュアルの所のごく一部ですけれども、流れにつきまして、ご説明をお願いしました。この点は虐待防止のマニュアルをご自宅で読んで目を通して少し知識を入れておいて頂けたらいいと思います。ぜひぜひ帰ったら一度読んでください。それから合わせまして、磐田市の状況について今お話しがございましたが、県国の状況が25年度出てきていないので資料がないので市としての状況は今、説明頂いたようになっております。続いて地域包括のほうに入ってきている、かなり多くなってきている、こういうことですね。そこらへんまで含めてご質問があればお受けしたいと思います。先程言った虐待を通報する側の資料1の3番の所で息子関わっている、それはその前あたりから増えている？

【事務局】

5年前の資料までは持ってきてないのですが、ここ数年間は息子からの虐待件数は全体の中で占める割合では多いというか常に半分以上を超える状況でございます。

【会 長】

それは想像するに、経済的虐待につながっているのか介護という所に繋がっているのか、等々でそういう現象が起きている。よく耳にするが、そういうのは社会情勢から見てそんな状況かね？

【事務局】

経済的虐待を含む、経済的に問題があるため十分な介護を受けさせることができない、それに伴って息子が介護にあたっているのだけど十分な介護ができないために結果として身体的虐待になってしまう、というような状況です。

【会 長】

そういう状況です。またそういった関連でご質問があれば・・・途中でもいいですからご質問いただければいいと思います。それでは、次第6の2「事例報告」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

ただいま平成25年度における虐待発生状況を報告させていただきましたが、近年の

傾向としては、息子から親への「経済的虐待」及び「介護放棄」が増加傾向にあります。これらの事例には、ある一つのキーワードが関係していることがあります。委員のみなさまは、「共依存」という言葉を聞いたことはありますか。今日は、この「共依存」に関する事例を取り上げ、併せて「共依存」に向けた支援について、考えてみたいと思います。それでは、事例について、 包括支援センターの 社会福祉士から報告させていただきますので、よろしくお願いします。

#### 共依存に関する事例報告

事例報告については個人が特定される可能性が高いため割愛します。

#### 【会 長】

今支援センターの方から報告をいただきましたが、対応が難しい、どうすればいいのかなと悩むひとつの事例かと思います。ある意味では決め手があるのか、決め手がないのかという問題も潜んでいますし、共依存というひとつの事例がこれからも増えていくだろうなという不安、心配も当然ながらあるわけで、それぞれ、お話いただいたように包括の方で関係部門と連絡を取りながら対応しているという状況ですね。これに関しての、ご質問はございますか。あとの3番目の意見交換もありますから・・・共依存についても何か聞いてみたいなという事があれば、ご意見を出して下さい。

#### 【委 員】

ご兄弟に一人障害がある方が居るようですが、身体障害とか精神障害とか知的障害とかどういった障害なのでしょうか。

#### 【報告者】

この方は脳梗塞をやりまして、麻痺が残っている状態で身体的な障害になります。

#### 【委 員】

虐待者の方は特に精神的な障害、精神を疑われるとか、発達障害が疑われるとかは特にはないのですか。

#### 【報告者】

虐待者の方は発達障害があるかもしれませんが、全くそういう診断を受けていない方です。もともとギャンブル好きで色々これまでに問題が有った方なので、それが何かの障害から来るものなのか性格的なものなのか分からないです。

#### 【委 員】

障害福祉のほうからのアプローチは今のところはまだないのか。

#### 【報告者】

この方は障害者手帳をお持ちではないので、虐待者自身は障害があるとは思っていないので、どちらかと言うと、この方の虐待の原因となっているのは生活苦と体調管理が全く出来ていない状況のまま放置されていたところを社会福祉課の方と関わって下さ

って、結局保護を受けられた事で落ち着いたという、そちらの支援しかちょっと出来なかったのですけれども。

【委員】

家族、虐待者の所の家族構成はどうなっているのですか

【報告者】

虐待者自身のですか？

【委員】

障害者もいらっしゃるのですが、その方を扶養されているのかどうかです。

【報告者】

で囲んでいる二重丸がご本人です。虐待者と、その四角で囲っている、二人のところだけ丸で囲ってあると思うのですが・・・、丸がなかったですね。ごめんなさい。二人暮らし。一番上の長女が に住んでいます。長男は本人が、歩いて行ける距離に住んでいます。こちらは家族が居ます。次女は亡くなっていて三女もご家族がいて別に住んでいます。虐待者が結婚していなくて子供も居ないお一人の方で、お母さんと二人暮らしをしている。

【委員】

収入はどうかされているのですか？

【報告者】

収入はそれまでは、自営業をされていたのですが、そちらのほうも全く回らない状態で体調も悪く、そちらは廃業されています。現在は生活保護を受けています。本人自身も年金が少ない方で月3万位しかない方なので、世帯全体で保護を受けています。

【会長】

これですが、家族構成のところですが、障害を持っておられる方は一人暮らし？

【報告者】

いえ、違います。この方は夫と子供が居ます。そちらで一緒に暮らしています。

【会長】

では別世帯を持っている？

【報告者】

そうです

【会長】

そういう構成になっています。委員は何か意見はないですか？

【委員】

この方は私がケアマネを担当した方で、難しいところがあったのですが、比較のご本人が介護を受けないようにしていました。そういうのが難しくて、息子さんの「母親が居なくなると死んでしまう」という切り札を出されると、私たちもグーのねも出ないというか、母親と息子の援助を同時進行で関わっていききたいな、と思うのですが、元気な



方は介護保険を適用できないから息子さんに対する援助は何を使うのかとか、今回偶然生活保護であり、ご病気とかのアプローチがあったので、だんだんといい方向に向かっていったと思うのですが。また今後、たとえば本人自身の具合が悪くなり、もしくは虐待者が透析をやりながらでも、具合が悪くなったらどうするかとか、今後も様子を見ながら支援を続けていく必要がある印象を受けました。

【会 長】

実際こういう案件というのは増えつつある？

【報告者】

増えつつあると思います。包括支援センターの社会福祉士は他にもいますけど、みんなそう思うと思います。

【委 員】

息子さんとお母さんが共依存という関係なのですが、お互いの利益あるいは権利擁護、離れたほうがいいと思うのは誰が見ても明らかであると思うのですが、生活の面でも気持ちの面でも、お互い傷つけあっているのだけど離れられないというのが結構多いのではと思います、そこに切り込んでいくのに、生活の影響であったり、一度切り離してしまうと、その後の再構築、例えば一旦施設に入所して、その後在宅をやっていくのに、本当に可能かどうかその辺がむづかしいので判断に迷ったりとかしますね。

【会 長】

正しい検証とういか、そういう現象がおきて尚且つそれが増えてくる。そんな感じもするね。

【委 員】

多分昔から支えあいはあったと思うのですが、過剰にお互いにとってマイナスなところでも離れられないというか、昔から全くなかった訳ではないと思いますが、今の社会の環境が変わってきたというか、息子さんが今回のケースは働けなくてそこが原因であったとか、いろんなものが絡み合っている事だと感じます。

【会 長】

そうすると、今この事案の状況はここまで進んで一応様子見なのですね？

【報告者】

一応落ち着いている状態で、息子さんの手が出なくなっているのですが、そこは細かく確認に行っているのですが、手は出なくなっている状態です。

【会 長】

こういうひとつの対策からは、要するにだいぶ経過しているの？

【報告者】

もうだいぶ経過しています。

【会 長】

半年ぐらい？

【報告書】

この相談を上げたときは、このシートにある 25 年 3 月 7 日になりますので今まだ 1 年はたっていないです。半年以上はたっていますかね。急ピッチで生活保護が受けられたので、こちらが大きかったですね。だけどころいう支援が受けられないケースというのが多くて息子さんに障害もなく、特別に病気もなく、ただ性格の問題でという時が本当に対応の仕方が難しいケースになると思います。

【会 長】

そういう状況にある事案で、息子が働けても働かないというケースは困るよね。

【委 員】

医療の関係から質問したいのですが、腎臓病という事でかかりつけの先生はいたのですか？

【報告者】

かかりつけの先生ですが、その時全然病院に行っていない状況だったので、いませんでした。

【会 長】

身体障害者手帳というのは生活保護を受けて病院に行ってから？

【報告者】

その後です。

【委 員】

やはりアプローチの仕方としては、医療関係も早期にアプローチに関われば生活保護の問題が出てきますので、その辺からも解決の道が出るのではないかと感じました。

【会 長】

ありがとうございました。それでは 3 番目の意見交換というところに入りながら自由な答弁をしていきます。虐待防止の部分で基本的にみんなが見守るということもあるし、もうひとつはそれぞれの組織で出てきていますから、その組織の取り組みもきっとあるだろうし、そんなところ踏まえて、一言ずつ言っていただきながら、意見交換しましょう。共依存の事例もその中に入っても結構ですから。一応予定は 1 時 30 分に始まって遅くとも 3 時には終わりたいと思います。ご協力を頂いて進めて行きたいと思います。よろしく願いいたします。それでは民生委員の さん。思う事あればこの案件でなくてもいいですからね。

【委 員】

方向はどこかに向いてしまうかもしれませんが、虐待っていうか、お年寄りが受けている虐待というのを聞くときに、「子供たちの結婚が遅い」というのと、「結婚しない人が多い」という事がすごく大きな原因と思っています。地元に行って思うのは、「もっと結婚させんといかんね」と感じる事です。誰かが、伴侶がいたりする事によっておばあちゃんたちの虐待が避けられるというか、極論かもしれませんが私はそんな風に思

っています。だから今の人達は「くっついたり、はっついたりとすぐに結婚するは、すぐに分かれるは」という変なことになってしまっていますけど、やっぱり子供というのは結婚して家族を持って、そして安定した生活をしていくというふうに育てていかなくてはいけないというか、今、虐待というのは表れた現象だと思っています。ですので、小さい子を育てていく間に、子供というのは家庭を持って親から離れていく、そういう指導というか教育というか、そういう風に育てていかないといけないなと思います。

【会 長】

そうですね。

【委 員】

人権擁護の方はですね、事前に防止する為に啓発活動を行っているのですが老人の虐待はつかめないのが現状です。いじめなどの防止のために啓発活動へ学校に行っています。学校の要請がなければ行きませんが、ひとつに道徳の低下というか昔は老人がどちらかといえば非常に皆さんから尊重される存在であったのに、今は逆にそうではないという、道徳の低下、そこらへんから来ているのではないかと思いますけどね。

【会 長】

警察の方はどうですか？

【委 員】

警察署で認知しております、高齢者虐待は25年については4件、たった4件なのです。内2件については配偶者からの暴力ですが4件すべてにおいて事件化しておりません。それは本人、相談者本人が望んでいないという事で事件化についてはしておりません。高齢者虐待から話がずれてしまうかもしれませんが、私共で扱う相談がストーカー、DV、高齢者虐待、児童虐待の大きく4つに分けられます。その相談を取り扱っているのですが、その相談の多くが事件化を望みません。あと警察からの警告、加害者への警告を望みません。あと避難もしたくありません。ただ、「警察に知って欲しいです」と言う趣旨の相談が非常に多いのです。「緊急性があるな」とこちらで判断しても本人達は望まないという事、状態がやはりありますので本来警察がとるべき、警察対応ですね、が取れない相談と言うのがありまして、こちらの方でも対応に悩んでいる状態にあります。

【会 長】

はい、 委員。

【委 員】

児童虐待というのは、救急外来でも時々見られて、連れて来るのですがね、高齢者の虐待と言うのは、やはりなかなか連れて来ないのではないのでしょうか？虐待者の方がね、その辺が医療機関でチェックするというのが非常に難しいのではないかと思います。やはり民生委員、包括職員、いろいろな方が早めにそういう状況を把握して対処を早くしてやらないと、なかなか医療機関に直接見える方というのは老人の場合は非常に少ない

というのが印象です。

【会 長】

内山さんどうですか。

【委 員】

遅くなってすみません。自己紹介が間に合わなくて 包括の と申します。先程さんから結婚しないという話がありましたけれども、やはり「男性が介護しているという家庭がすごく増えているな」という印象を受けます。やはり介護で結婚をされていないという方も多いものですから、どうやって介護したらいいか、誰にも相談できないとか、本当に息子さんしか親御さんを見る事が出来ない、他に頼れる人がいないという方が多くて。そうすると、どうしても介護の疲れであったり、経済的負担であったり、そういうのが、どんどんどんどんのしてきて、そこでやはり虐待という状況が多いのかと感じます。そこに認知症という病気が加わってくるとまた介護が厄介になる、大勢で暮らしている家庭でもみんなで見ることが大変なのに、やはり一人で見るというのが大変だなと感じます。現在の介護保険で出来ることは限られていますし、介護保険の大きな軸になるのかもしれませんが、地域の方の声掛けがあったりだとか、認知症の理解があったりだとか、男性の介護の方が本音で話し合える場があったりだとか、そういう介護保険だけじゃなくて支援できることがもっとあるのではないかなと感じています。障害にもひっかからないし、支援が入りづらい、包括だったら 65 歳以上というのがあるのですが、そういった所でなかなか支援が入りづらい、でもやっぱり支援が必要な方が多くいるので、そのあたりの支援方針、方向であるとか具体的なものはすぐに思い浮かばないのですが、そういったのも検討していく必要があるのではないかと思います。こうして折角皆さんと話し合う機会があるので色々お知恵をいただきながら、虐待の対応も私たちは頑張っていきたいと思えます。

【会 長】

地域包括センターでの状況と言うのは比較的なかなかこちらの眼に映らないというか、当事者で無いと入りきれない、ただし、包括支援センターの業務というのは増えてきている。先程いいましたが、地域の皆さんには「そこに行けばいい」と、そういう考えは広まってきたよね。相談事はそっちに行ってみようかと民生委員の皆さんもそういうのを受けて直接行政ではなくて包括に相談かけようかというような形が増えてきているしね。だから今おっしゃったように、内容がとても複雑になってきているうえに解決が難しい。しかし、地域包括支援センターには飛び込む量が大変増えてきている。こういうところがあるよね。それをどうしたらよいか結論はできませんけれど・・・。さんどうですか？

【委 員】

自分養護老人ホーム所属ですが、これと同じような事例が多分あったようでして、その時のケースは、親と息子さんを分けたのですね。居場所も分からないようにしたので

すけど、つい最近そのご長男が母親の居場所を見つけて施設を尋ねてきて、「お金を都合してくれ」と半ば強引に室内に入ってきたわけですが、手持ちにお金もなかったものから、20円だけ持って施設を出て行ったわけですね。そう言った事を行政に相談していく中でやはり生活保護を申請して受けて、そしたら一向にこなくなったケースもあるので、ある程度生活が安定すればなくなるのかなと思います。

【会 長】

さんどうですか？

【委 員】

私も過去に民生委員をさせて頂きました時に、包括支援センターの方から、本当に包括センターの方々は親身になってすぐに対処して下さい、いつも頭が下がっております。本当に大変だという事もよく分かります。今日の事例を見せて頂き、本人の状況を見せていただきましたら、食事もちろんと自立していて買い物も歩いて出かける、料理も自分で作れて排泄とか入浴とかも全部自立できているんですね。虐待者と一緒に居て、いろいろ話を聞いていましたら、やっぱり経済的というのが、親子でも経済的に荒れたりすると凄まじいということを世間から聞きますけど、やっぱり生活していくためには経済という事が一番大事なのではないかとつくづく分かりました。私も今、介護相談員をさせて頂いて日は浅いのですが、虐待と言うのは分かりませんが、これはちょっと数年やらせていただいている中で一回だけ身体拘束という事につながるのでしょうか、それを見ていて虐待じゃないかなと、相手の方とその職員の方にベルトをして閉められてしまっていて固定されているのです。壁の脇のところにおりまして、皆さん談話室におられましてレクリエーションとか何かをしていて、その職員が拘束されたと思うのですが、あぶないから一応検討されて、職員は必ずそこについていたのです。この方はそれについては、家族の了解を得ているということで、「ベルトをさせていただいていいですか？」という事で、ご家族にも了解を得たそうです。勉強させていただきましたが、本当に職員は大変だなと思いました。

【会 長】

さんはどうですか？

【委 員】

身体拘束ですが、中には家族がやってくれとおっしゃる方がいまして、最近は何もなくなりなくなりましたけど、転んで骨を折って病院入院するくらいだったら、縛ってくれと・・・。実際にご自宅にお邪魔していても、何故か知らないけど紐でくくりつけられている状態を見て、「これはやめた方がいいよ」と、遠巻きに伝えたりしているのですが、なかなかその辺の所は価値観と言うか、施設側としては職員には「こんな事をしてはいけないと、よけいストレスが溜まって、それがいい影響があるかといえば、あるわけがないよ」というような啓発はしているのですが、中々今度は介護者、ご家族の方とかそういう所まではまだ浸透していないのが現状なのかなと思います。

【委員】

施設職員の方は本当に、いっぱい回らせていただいているのですけれど、本当に親身になって尽くして下さるとい事で頭が下がります。

【委員】

やっぱり施設に居る中で、息子さんが毎日お母さんを面会に来る、暇だったらいいのですがまだそんなに年じゃないのに、年金生活をしている状態ではないのにほぼ毎日来る、どうやって生計を立てているのかと疑問に思いながらも来る。時々お母さんが居なかったら、生きていけないような表現をされるのでこの先どうなっちゃうのだろうかと……。この方比較的、車に乗って活発にしていらっしゃるのですが、これで体調が悪くなってきたときに、ほぼ24時間私たちが見ている間にいらっしゃるの、そういう人がこっちにきて人間誰しも寿命があるし、誰しも病気もかかるだろうけど、それをもしかしたら理解してもらえないのかなと危惧をしながらいるのですが、今その施設に私はいないのですけどそれを心配しながらいます。その方も共依存なのかなと思います。やっぱり、お母さんがいなかったら生きていけないという。どう考えても順番的にはお母さんのほうが先だから、「いなくなったらどうします？」と聞くと黙りこくっちゃうのですがね。その辺のところ、どうやってアプローチしていくのかケアマネとして、家族に対しての課題なのかなと思います。

【委員】

この虐待事例のケースですけど、委員がおっしゃったように、医療面からのアプローチで生活保護に認定されていい方向に解決に向かったと、医療面からのアプローチで大切だなと。最近よく地域包括体制の困窮と言われますよね。保険医療、福祉この面からでもそういった問題の解決アプローチあるじゃないかなと思いました。それから、この会議の意義にあたってですね、介護事業者は、日常生活でのヒアリング、サービス提供において「虐待の視点ではどうなのだ」と。ケアマネなんかはグレーゾーンの人是非常に多いと、しかしそれは通報するにはなかなか勇気がいると言います。この統計を見ても今年は13件あって11件認定された、非常に非効率的ですよ。その辺はちょっと悩んでいるというか、できるだけ包括につなげるようにしているのですけど、めったやたらにやるものではないと。その家庭の習慣というものがあるのですよね。ご飯なんか非常に少ないと2食しか与えない家庭もあります。「長く付き合っていないと分からない」そういう悩みはありますのでアドバイスいただけたらと思います。

【会長】

グレーゾーンの中に居るといのは、あるだろうね。多いですよ、よく考えてみたら、その家庭の生活習慣もあるという事もある。虐待に見えてもちがう場合もあると言ったところもある。

【報告者】

その部分で、その家では当たり前的事でも、一般的な視点でもってみると権利侵害だ

というケースはあります。

【委員】

虐待される方としている方がいるわけですが、事例をあまり外に出さないという場合が多いと思うのですが、相談を受けるような間口がなるべく広げられるような、敷居が低くなるようにしなければならないと思っているのですがなかなか難しいですね。

【委員】

浜松市のほうでは虐待対策の研修会とか何回か出た事があるのですが、そこで福祉委員の方とかこういう関係の方と意見交換があって、法律関係の場合は当事者さんが離婚したいとか、何々したいと決意した上で来るので、その後は一般的にこうなっていますよ、こうしていますよと粛々とすすんでいくのですが、福祉の方の場合は当事者がどういふことをしたいか考えていないというか、動転しているので多分見ておかしくても本人が決めてくれないと、つまり本人の希望を確認する段階でかなり苦労があると思います。私の場合は、非分離が非常に多くて客観的にはおかしいが、当事者が警察の方のお話のように中身はひどいが事件化したくないと、その人の意向に引っ張られて、気になったんですけど、どこら辺である程度強制的といったら変ですけど、行政単位で分離していく基準みたいなものがあれば良いので、広域的に話し合っていければいいのではないかと思います。

【会長】

そのところって言うのは事務局何かないかな？

【事務局】

いま先生から言われた、判断基準については、マニュアルの4ページ5ページにあります。レベルに応じて対応していきますが、もう少し細かい現場に即したマニュアルを社会福祉士が中心として作っておりますので、そういった形で対応を取っていく予定でございます。

【会長】

その今言う判断基準も確かにありますが、それにのっとっての判断の難しさもありますね。おそらくケースバイケースと言うところもある。確かに基準はあるけれども基準どおりに運用できるかというところ、「まてよ。」というところもあるわけです。それだけ対応のむずかしさがあるのだけれど対応しなければならない。先程さんがおっしゃっていたように結婚しないという方が多くなっている現象もあるよね。そうすると変だけれど、なかなか一人っ子であるとか、二人っ子だとか、独身だからということで、ある意味では親離れしないというか、そういうようなところも親に頼らざるを得ないという部分というのをおきている。そうするとなかなか言い方は変だけれど、自立と言う事には少し困難さを感じるとも言えるね。親が先に逝くのにどうしようかなという思いもあるよね。何でもかんでも生活保護でいいかということそうも行かない。委員会で「さあどうすれば」という事ではないですけども、現実の問題を行政サイドも考えなければいけ

ない事だし、個人も親族を含めて考えていかなければいけないと思います。色々有るから。けれども、こっちはこっちでぱっぱとやっちゃうわけにもいかない、人間対人間の処理だから、やっぱりそこには情も入ってくるし、眼にもはいつてくるから。でもそれをやっていかななくてはいけない。つまっちゃう。そんな課題をかかえているということですね。たとえば、自分の所属している組織の中で、「体験の中でこんな事経験した事があるよ」という人は話をしていただくと有り難いのですがね。どうですかね。将来的にはつい2~3年先くらいとか5年さきはどう観ているどう扱っていかうとかその対応は。何かありますか？

**【事務局】**

具体的にと言うことではないですが、虐待の通報の件数の統計をみても去年はちょっと増えているのですが、通報自体は多くはないです。横ばいの状態です。あと委員も言われたように、虐待だからといって受診する方がいないという反面、地域包括支援センターが医療機関や色々な関係機関とネットワークを進める中で民生委員さんからの情報が入ってきやすくなるとか、通常受診の中で気になるケースを、虐待に限らないですが、包括支援センターの方へ情報提供頂いて支援をするというようなケースは増えてきています。そういった形でネットワークをより進める事によって、それぞれの支援の必要な方に必要な支援がいくようにと言う事で今一生懸命やっているというところです。先程言われた男性の介護者が増えてきていると言う所から、認知症の高齢者が増えてきているという事もあり、やっぱり介護者の方の負担というのも多くなっていて、それが虐待の原因になっている所もあって、認知症の方の対策も同時に進めています。最初に会長が言われたように地域での見守りと言うのも非常に大切なので、この事例の中でも民生委員さんの見守りと、ご近所の方の見守りというところで家族以外の支援というものがとても大切なので、ここのところも進めていくようにしています。ですから制度だけじゃなくて、地域の支えあいの中で暮らしていけるように進めています。課題の中で計画の中で出ていたのですが、包括支援センターに相談すべき課題かどうかというところでグレーのものについて留め置いてしまったりというケースが、やはり後になって問題が大きくなってから入ってくるという事もあったりするので、早期に相談に入ってきてやすい体制を作って行きたいと、包括支援センターの方からも共有の課題として出てきています。

**【会長】**

あの時相談かけておけばよかったなと言う所があるかもしれませんね。結果としてね。それともうひとつ介護放棄というものも現実出ているという事ですが、その状況はいかがですか？

**【委員】**

実際に有ります。



【会 長】

介護放棄の件数が増えているよということですか。

【事務局】

件数自体は、介護放棄は横ばいです

【会 長】

データとしてはどのくらい

【事務局】

今年度は資料 1 の 1 枚目のところにありますように、20 名程度です。一番下の折れ線グラフがここ数年の件数ですが、ほぼ横ばいです。

【会 長】

この会議というのは結論が出にくい会議ですから、お互いに情報を共有しようという事でやっていますので、無理矢理結論をだそうとは思ってはいません。問題を共有することですね。その中でこういう事をやっ行ってこうとかご意見があれば出してもらおうと。

【委 員】

こういう結論の無さそうな話のなかで、会長もご案内の通り、皆さんもケースバイケースと言う所もあって迷われる事があると思いますが、ひとつだけ、警察の方もいらっしゃるので、指摘できるのは、生命に勝るものはないのでその判断だけは必ずチェックしなければいけないということです。医療的な視点、放置していたら死んでしまう、病気かもしれない、暴力の程度が瞬間的にエスカレートして死ぬ事もあるので、その危険度を冷静に判断してもらうには、個別の一人のケースワーカーとか社会福祉士だけでは無理ですよ。お医者さんなり保健師なり何らかの別の方の判断が必要なのではないか、その上で「危ないのだよ」、「早まっちはいけない」と介入する勇気も私どもは持っていないといけないし、躊躇するのではなく関係者がためらわない何かを感じると思う能力を身に着ける必要があります。その時、生活実態を把握して虐待の現実が確認できた場合でも、分離しても幸せになるかどうか分からないとためらうのですが、それも踏まえた上で被虐待者が切迫している生命は見逃しては絶対いけない、必ずチェックした上で判断する、そこしかないのではないかと思います。結果は分からないですが、それだけは、虐待について言えば「そんなに重いとは思わなかった」というのが死亡例の反省なものですから、心がけたいと思います。お医者さんなり保健師なりとにかく身体的なリスクだけは、まず必ず知った上で、一人ではなく誰かと相談の上で決めていただけたらと思います。

【会 長】

その辺の所は大切ですよ。感情だけ、情緒的なものだけで走らずにね。部長からも指摘があった生命の安全と言うもの必要になってきているね。

【委 員】

最近気になる事の一つに以前は救急車が来ると、だーっと近所の人が出てきて、「誰

どうなったの？」というのが有ったのですが、最近、自分が民生委員だから救急車の音がすると家から飛び出して行って、下手をすると自転車に乗って追いかけてたりするんですけど、現場では人が出てこなくなった、自分が行っても近所の人誰もいないという状況です。それだけ救急車が来るのが多くなったのか、関心がないのか、家の中からあの家かと・・・確かに呼ぶ家は決まっているのですが、そういうので近所が関心を持たなくなってしまったらすごく危険だと思うのですよね。私は「救急車が来たら飛んできてよ」とか、「私が居ないときでも『あの家救急車が来たよ』という情報を頂戴よ」とか、福祉委員とかに頼んだりしているのですが、そういう意味で言うと「もっと近所が普段のお付き合いを大事にしておいて」と言っても、虐待に関係する家については、お付き合いなんて普段はしないのではないかと思うのですが。それがすごく大事なと思います。守られているうちは本当に、「あのおばあちゃん今日ちょっと起きてこないよ」という情報すら持っている隣の人が居たりする。私は本当にいろんな所にお世話になる前に、近所の情報と言うものが重要だと思う。市の場合も福祉委員さんが125人ぐらいですが、民生委員一人と福祉委員二人とで見守りをするというのがありますのでね。役があるからどうのこうのではなくて、近所の人に関心を持ってくれるということが大事だと思います。いろんな面において。

#### 【会 長】

おっしゃるご指摘は色々なところで必要な意見なのです。言葉の表現はいいか悪いか分かりませんが、おせっかいがなくなってしまうという部分もあります。当然人間のつながりが薄くなってしまって、逆にそのちょっとしたおせっかいをすると怒られてしまうとか、そんな事もあったりして。僕の所属している自治会などは、回覧板をマンツーマンで回していたのですよ。玄関のドアを開けておはようございますとか。そこで顔を見る。今はもうドア・トゥー・ドアでなくてポスト・トゥー・ポストだから、その家で何をやっているかわからないし、下手にドアを開ければ、「まだ寝ているのに」と怒られる。いろいろな所があって、そういう疎外感とか、つながりを切ってしまう事は日常茶飯事なのです。だからそれでいいというわけではないのですが、それぞれ民生委員福祉委員の皆さんは、それぞれ関心を持ってばいつの間にか昔のよさに戻っていく。難しくてなおかつ必要な用件なのです。お金も何もかからないです。だからご指摘が、その通りで、じゃあどうするかというのが、いろいろ難しい課題になりました。自治会の立場でいくとそうなのです。なんとか復帰させたいと思います。何をすればいいかですね。はい、それではですね。あまり無理矢理、何かないか、というのも失礼ではないかと思しますので、一応それぞれ思いがありましたから事務局にまとめていただいて、出来ればこの次にやりたい事、チャンスがあるならば、一つだけテーマを決めて、やっておきたいものがあります。何かと言うと、要するに皆で見守りをしようよと言う部分の広報活動をどうしたらよいか、虐待防止のです。そういうところを少しみなさんのご意見を聞きたいと思っています。広報の活動等をどうしたらいいかなというところに時

間を、そういったところを討議して、次の時にはそんなふうにやりたいと思いますから。ちょっと考えておいていただけたら、いいかなと思っています。それでは、最後に、次第6の4「磐田市高齢者虐待防止ネットワーク講演会」についてお願いします。

#### 【事務局】

本会議では講演会を開催し、高齢者虐待防止に関して広く啓発を図っております。本年度は、来年1月30日木曜日の午後1時30分から、ここ「総合健康福祉会館」の「2階ふれあい交流室」において開催したいと考えています。資料はお手元に配布させていただいております。内容としては、民生委員児童委員会長の松下様から事例報告をふまえて10分程度お話をいただき、次に地域包括支援センターから磐田市の状況報告等を「高齢者・家族が安心して暮らせるために」という題により、20分程度で報告を行い、最後に静岡県社会福祉士会の安藤様から「高齢者虐待ケースの支援」という題で1時間程度の講演をお願いします。全体では、1時間30分程度の講演会となります。今回の講演会の目的ですが、近年の通報においては民生委員や地域住民からの通報が増えてきており、「高齢者虐待の早期発見」には地域における見守りが最重要であると考えております。この12月に民生委員の改選があり、およそ190名の委員の交代がありました。これらの方々を主な対象とするとともに、併せて、一般市民の方にも聞いていただければと思い、12月15日の文書配布でチラシの全戸回覧を予定しております。講師には、「高齢者虐待とはどういう事が該当するのか」、「高齢者虐待の気付きの方法は」等の初歩的な内容で講義を依頼しております。その他にも地域ネットワークの担い手である、自治会長、福祉委員、地区社協役員の方々にも個別にご案内しております。委員のみならず、皆さまにも本日配布の資料の中に案内文書がございますので、ご出席をお願いします。以上でございます。

#### 【会長】

それでは来年の一月30日に行います。講演会があると、こういうことで計画があります。是非委員の皆様にも都合をつけて、ご参加いただければ、と思っています。今ありましたように、回覧文書でもこういう段取りをしていますから、よろしく願い致します。他に皆さんからありませんか？なければ、以上で議事を終わりたいと思います。ご協力有難うございました。

#### 【課長】

今後の本会議の日程でございますが、次回は講演会についてはご参加をお願いいたします。会議につきましては、4月以降、新年度での開催とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。内容については会長さんのほうからありましたようにテーマ等決める中で意見交換等させて頂ければなど、そんな風な予定を作りたいと思っています。

## 7 閉 会

### 【課長】

ご意見等ありがとうございました。これで閉会させていただきたいと存じます。ご協力ありがとうございました。